

## 施工体制台帳に係る書類に関する実施要領

### 1 目的

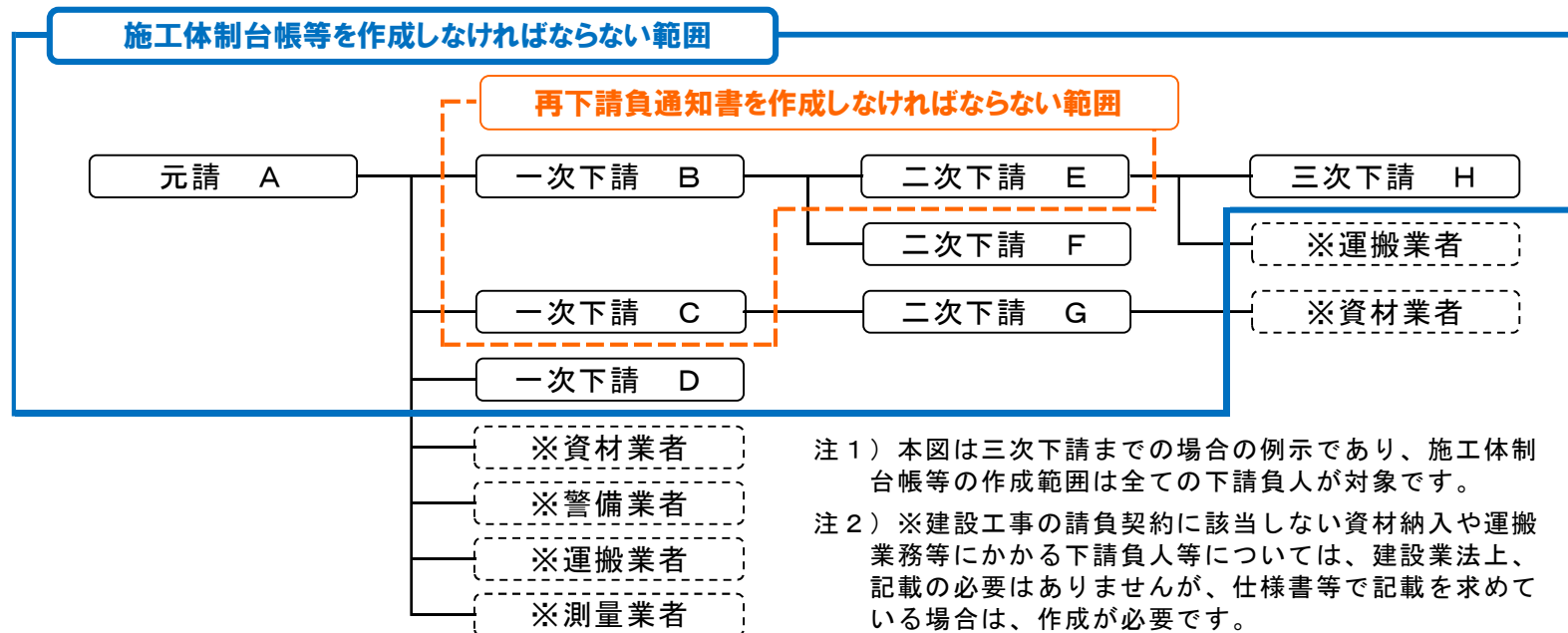
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に当該建設工事の施工体制を把握するとともに、発注者においても的確に受注者の施工体制を把握することを目的とする。

### 2 対象工事

木津川市が発注する建設工事を施工するために下請契約を締結する全ての建設工事を対象とする。

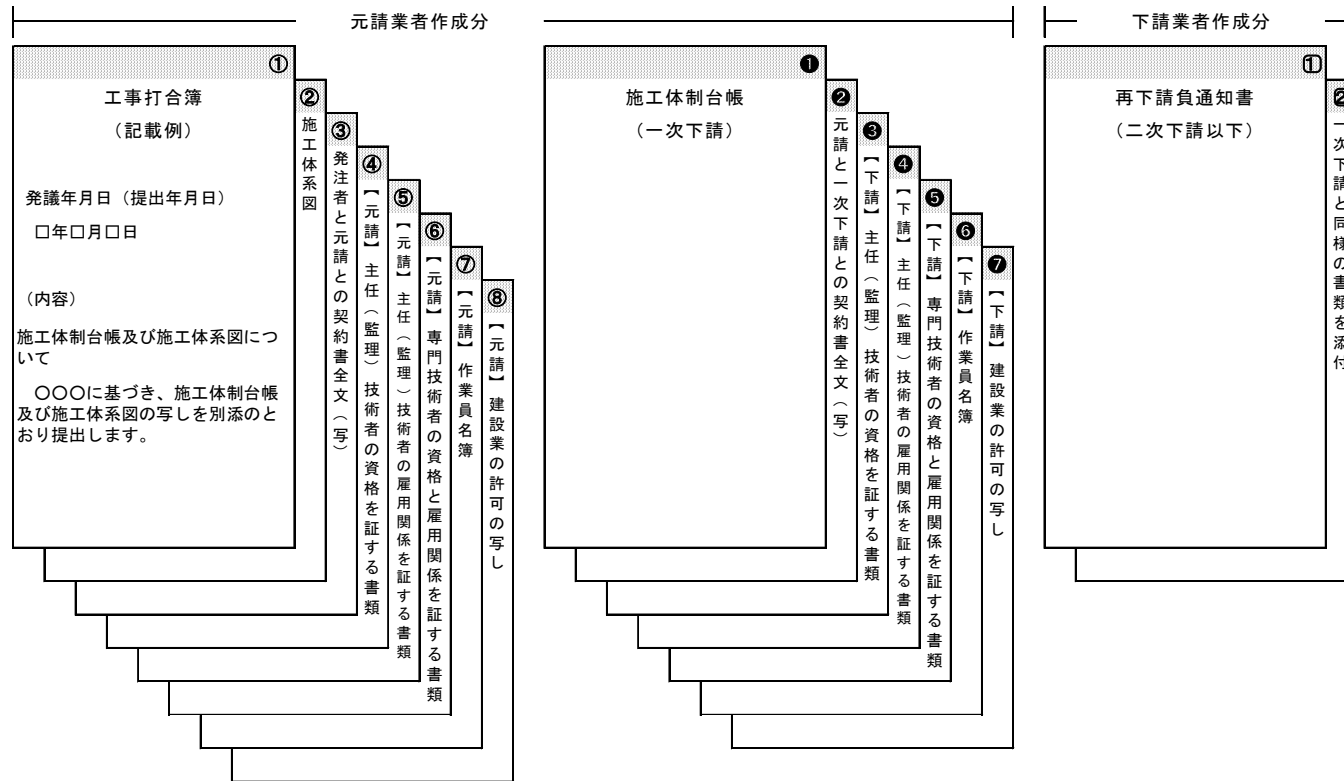
### 3 施工体制台帳の作成範囲

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」におけるすべての下請負人（無許可業者を含む。）とする。



#### 4 記載事項及び添付書類

- (1) 建設業法第24条の8第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- (3) 請負代金額を明示した下請契約書の写し（2次以下も含む。）
- (4) 提出様式は、別に定める様式例－1～4を参考とする。
- (5) 施工体制台帳の作成方法等は、「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日付け建設省経建発第147号）による。



注 1) ①工事打合簿及び②施工体系図に、元請関係書類 (③から⑧)、施工体系図に基づき一次下請関係書類 (①から⑦)、二次以下の下請関係書類の順に綴ること。

(例) 元請A→一次下請B→二次下請E→三次下請H→二次下請F→一次下請C→二次下請G→一次下請D [3 施工体制台帳の作成範囲の記載例に基づく]

2) 変更が生じた場合は、工事打合簿と変更書類を添付して追加で提出すること。

3) ②においては、a 契約書 又は b 注文書、請書及び基本契約書 (約款) のいずれかを添付すること。

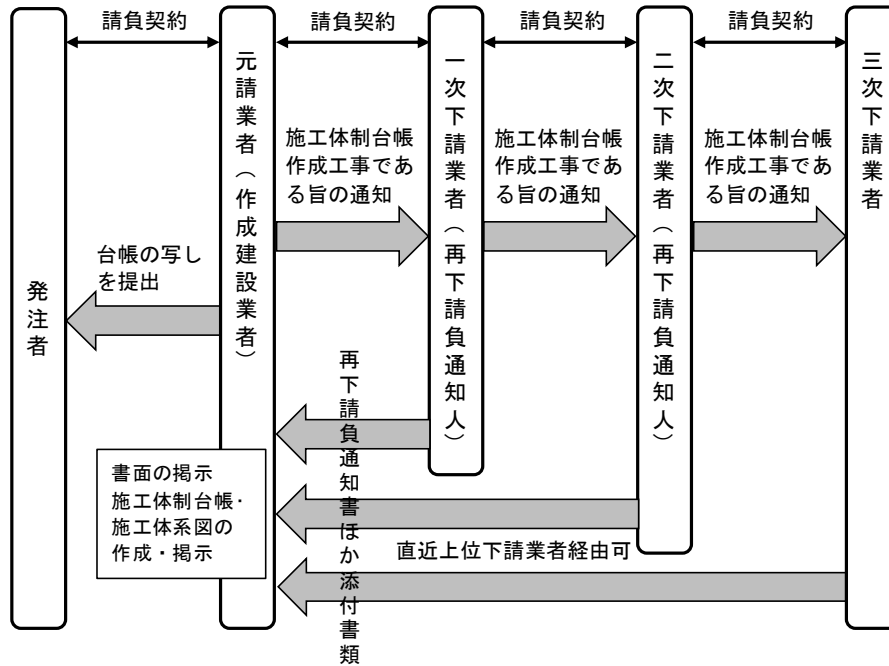
4) 雇用関係を証明する資料として健康保険証の写しを添付する場合は、個人情報保護の観点から被保険者等記号・番号等にマスキングを施すこと。

5) 作業員名簿は、社会保険の加入状況等も記載すること。

6) 一号特定技能外国人の従事の状況、外国人建設就労者の従事の状況及び外国人技能実習生の従事の状況の有無も記載すること。

7) 契約金額が150万円以上の下請負人が建設業の許可を有していない場合は、当該下請負人に係る木津川市暴力団排除条例に基づく誓約書の写しを併せて添付すること。

## 5 施工体制台帳の作成フロー



### 【下請業者への書面通知例】

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律100号）第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営むもの（建設業の許可を受けていないものを含みます。）に請け負わせたときは、

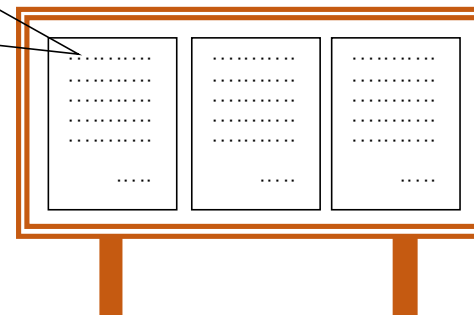
- ① 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設株式会社  
再下請負通知書の提出場所 △△工事現場事務所

### 【再下請負通知する旨の現場での掲示例】

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。  
一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。

〇〇建設株式会社



## 6 提出手続き

受注者は、直接請け負った建設工事を施工するために下請契約を締結した場合は、下請金額に関わらず、施工体制台帳を作成して工事現場に備え付けるとともに、その写しを発注者に提出すること。（施工体制に変更が生じる場合は、遅滞なく、作成して備え付けるとともに、変更の内容を発注者に提出すること。）また、施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。（変更が生じる場合も同様とする。）

発注者（監督職員）は、受注者に対し、施工体制台帳等を作成後、施工体制台帳に係る書類を工事着手までに提出させること。また、施工体制に変更が生じる場合は、遅滞なく、変更の内容を提出させること。

## 7 提出根拠

- (1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項
- (2) 土木工事共通仕様書（案）（京都府）1-1-1-13 1、2、4
- (3) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）1. 1. 5 (3)

様式例－1

年 月 日

施工体制台帳（作成例）

[会社名・事業者ID] \_\_\_\_\_

[事業所名・現場ID] \_\_\_\_\_

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

契約所 営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
	下請契約						

発注者の監督員名	権限及び意見申出方法
----------	------------

監督員名	権限及び意見申出方法
------	------------

現場代理人名	権限及び意見申出方法
--------	------------

監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容
------------------	-----------	------

監理技術者補佐名	資格内容
----------	------

専門技術者名	専門技術者名
資格内容	資格内容
担当工事内容	担当工事内容

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	代表者名
住所	
工事名称及び工事内容	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
契約日	年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名	権限及び意見申出方法	安全衛生責任者名
主任技術者名	専任 非専任	安全衛生推進者名
資格内容		雇用管理責任者名
		専門技術者名
		資格内容
		担当工事内容

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

様式例－ 2

施工体系図(作成例)

発注者名	
工事名称	

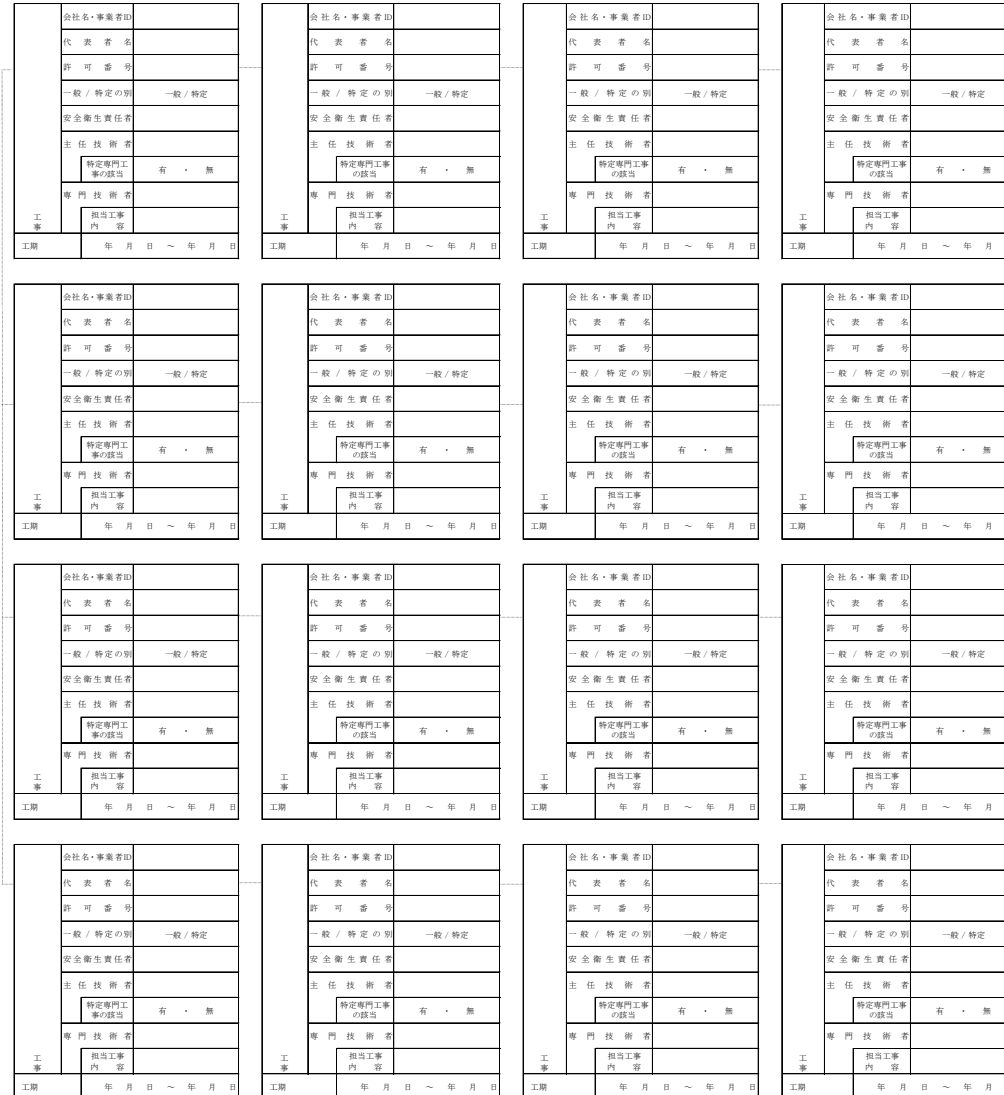
工期	自 年 月 日
	至 年 月 日

元請名・事業者ID	
監督員名	
監理技術者名	
主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者

会長	統括安全衛生責任者
----	-----------

副会長	
-----	--



様式例－3

年 月 日

再下請負通知書（作成例）

直近上位  
注文者名 \_\_\_\_\_

【報告下請負業者】

住 所 \_\_\_\_\_

元請名称・ 事業者ID	
----------------	--

会社名・  
事業者ID \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

《自社に関する事項》

工事名称 及 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外 国人の従事の状 況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名 ・ 事業者ID		代 表 者 名	
住 所 電 話 番 号			
工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専 門 技 術 者 名	
		資 格 内 容	
		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外 国人の従事の状 況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）  
・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

様式例－4

作業員名簿

( 年 月 日作成)

事業所の名称  
・現場ID \_\_\_\_\_  
所長名 \_\_\_\_\_

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名  
・事業者ID \_\_\_\_\_

元請 確認欄	
-----------	--

提出日 年 月 日

( 次)会社名  
・事業者ID \_\_\_\_\_

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日
	氏名			年金保険	中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	受入教育 実施年月日	
	技能者ID			雇用保険						
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- 現 …現場代理人
- 作 …作業主任者 (注) 2.)
- 女 …女性作業員
- 未 …18歳未満の作業員
- 主 …主任技術者
- 職 …職 長
- 安 …安全衛生責任者
- 能 …能力向上教育
- 再 …危険有害業務・再発防止教育
- 外 …外国人技能実習生
- 就 …外国人建設就労者
- 1特 …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 4. 資格・免許等の写しを添付すること。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「技能講習」「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。



## (参考資料)

### 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）抜粋

（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

- 第 24 条の 8 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。
- 2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。
- 3 第 1 項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。
- 4 第 1 項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

### 建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）抜粋

（施工体制台帳の記載事項等）

第 14 条の 2 法第 24 条の 8 第 1 項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 作成建設業者（法第 24 条の 8 第 1 項の規定（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。次項第 1 号において「入札契約適正化法」という。）第 15 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により施工体制台帳を作成する場合における当該建設業者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項
- イ 許可を受けて営む建設業の種類
  - ロ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法第 7 条の規定による被保険者となつたことの届出の状況（第 3 号ハにおいて「健康保険等の加入状況」という。）
- 二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項
- イ 建設工事の名称、内容及び工期

- ロ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地
  - ハ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第 19 条の 2 第 2 項に規定する通知事項
  - ニ 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第 19 条の 2 第 1 項に規定する通知事項
  - ホ 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格（建設業の種類に応じ、法第 7 条第 2 号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。）又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別
  - ヘ 法第 26 条第 3 項ただし書の規定により監理技術者の行うべき法第 26 条の 4 第 1 項に規定する職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格（主任技術者資格を有し、かつ、令第 28 条第 1 号に規定する国土交通大臣が定める要件に該当すること、又は同条第 2 号の規定による国土交通大臣の認定があることをいう。次項第 3 号及び第 26 条第 2 項第 3 号イにおいて同じ。）
  - ト 法第 26 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者若しくは監理技術者又はヘの監理技術者補佐以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格
  - チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（6）に掲げるものを除く。）
    - （1）氏名、生年月日及び年齢
    - （2）職種
    - （3）健康保険法又は国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による医療保険、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険（第 4 号チ（3）において「社会保険」という。）の加入等の状況
    - （4）中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 2 条第 7 項に規定する被共済者に該当する者（第 4 号チ（4）において単に「被共済者」という。）であるか否かの別
    - （5）安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
    - （6）建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格
  - リ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の 2 の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第 1 号に係るものに限る。）を決定された者（第 4 号リにおいて「1号特定技能外国人」という。）、同表の技能実習の在留資格を決定された者（第 4 号リにおいて「外国人技能実習生」という。）及び同法別表第 1 の 5 の表の特定活動の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの（第 4 号リにおいて「外国人建設就労者」という。）の従事状況
- 三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項
- イ 商号又は名称及び住所
  - ロ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号及びその請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類
  - ハ 健康保険等の加入状況

四 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ 建設工事の名称、内容及び工期

ロ 当該下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日

ハ 注文者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第 19 条の 2 第 2 項に規定する通知事項

ニ 当該下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第 19 条の 2 第 1 項に規定する通知事項

ホ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者が置く主任技術者の氏名、当該主任技術者が有する主任技術者資格及び当該主任技術者が専任の者であるか否かの別

ヘ 当該下請負人が法第 26 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者以外のものを置くときは、当該者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

ト 当該建設工事が作成建設業者の請け負わせたものであるときは、当該建設工事について請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地

チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項(建設工事に従事する者が希望しない場合においては、(6)に掲げるものを除く。)

(1) 氏名、生年月日及び年齢

(2) 職種

(3) 社会保険の加入等の状況

(4) 被共済者であるか否かの別

(5) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容

(6) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格

リ 1号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況

2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第 2 号ロの請負契約及び同項第 4 号ロの下請契約に係る法第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定による書面の写し(作成建設業者が注文者となつた下請契約以外の下請契約であつて、公共工事(入札契約適正化法第 2 条第 2 項に規定する公共工事をいう。第 14 条の 4 第 3 項において同じ。)以外の建設工事について締結されるものに係るものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。)

二 前項第 2 号ホの主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面(当該監理技術者が法第 26 条第 5 項の規定により選任しなければならない者であるときは、監理技術者資格者証の写しに限る。)及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

三 監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

四 前項第 2 号トに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

3 第 1 項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子

計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第 24 条の 8 第 1 項に規定する施工体制台帳への記載に代えることができる。

- 4 第 2 項各号に掲げる添付書類の記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて当該添付書類に代えることができる。

## 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）抜粋

（施工体制台帳の作成及び提出等）

第 15 条 公共工事についての建設業法第 24 条の 8 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第 1 項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第 4 項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

- 2 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第 24 条の 8 第 1 項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第 3 項の規定は、適用しない。

- 3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

## 土木工事共通仕様書（案）（京都府）抜粋

### 1-1-1-13 施工体制台帳

#### 1. 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和 3 年 3 月 5 日付け国官技第 319 号、国官建技第 16 号、令和 3 年 3 月 22 日付け国港技第 90 号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。

(参照：電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン（平成 17 年 3 月 国土交通省）)

## 2. 施工体系図

第 1 項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和 3 年 3 月 5 日付け国官技第 319 号、国営建技第 16 号、令和 3 年 3 月 22 日付け国港技第 90 号）に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。

## 4. 施工体制台帳等変更時の処置

第 1 項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出し、併せて掲示したものを変更しなければならない。

## 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）抜粋

### 1. 1. 5 書面の書式及び取扱い

(3) 施工体制台帳及び施工体系図については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に基づき作成し、写しを監督職員に提出する。